

関係各位

岡山県中学校体育連盟

会長 森 章 博

「岡山県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等の
参加資格の特例について」の内容変更について（通知）

平素は、本連盟の活動に格別のご理解・ご指導賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年12月27日にスポーツ庁・文化庁より「学校運動部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が発出されました。岡山県中学校体育連盟では、日本中学校体育連盟及び中国中学校体育連盟に準じて「地域スポーツ団体等」という名称を使用しておりましたが、令和5年1月17日付で日本中学校体育連盟から発出された文書及び令和5年1月26日付で中国中学校体育連盟から発出された文書に従い、その名称を今後は「地域クラブ活動」に変更することにいたします。

また、ガイドラインの発出に伴い、参加資格の特例について下記のとおり記載内容を修正いたしましたのでお知らせいたします。

記

本連盟主催大会への地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加に係る、参加資格の特例は以下のとおりとします。

◎地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生

(1) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、岡山県中学校体育連盟及び各地区中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

(2) 岡山県中学校体育連盟主催大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。

① 岡山県中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件

ア 岡山県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（岡山県下の中学校等に在籍している生徒であること）

ウ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、岡山県下で適切に指導が行われていること。

エ ~~『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（平成30年3月スポーツ庁発出）の「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養目等の設定」~~

『学校部活動及び新たな知育クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。

オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で岡山県中学校体育連盟に登録していること。

※岡山県中学校体育連盟への登録手続きは、所定の登録申請書（様式1～6）を提出すること。

カ 岡山県中学校体育連盟主催大会及び予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で大会に参加する場合、同一年度における大会について、在籍中学校での大会参加は原則認めない。その逆も同様である。

② 岡山県中学校体育連盟主催大会に参加した場合に守るべき条件

ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（引率細則は適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体名（地域クラブ活動）での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

オ 競技部（専門部）ごとに示す大会参加に関する細則を理解し、同意していること。

③ 参加を認めない場合

ア 大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく

※4 学校部活動及び新たな地域クラブ活動在り方等に関する総合的なガイドラインの発出により

(2) ①エ修正